

学びの広場

今月は「インクルーシブ教育」について、「ご紹介します。【問い合わせ】教育課 学校教育係 ☎(83)7023

●共生社会の実現に向けた「インクルーシブ教育の推進」

松田の未来を考える有志で結成された「つなぐみらいまつだラボ」と共に、松田町では、昨年2月に「みんなの学校」の上映会を行いました。また、同時にお茶の水女子大学副学長の榊原洋一氏による「インクルーシブ教育とは何か」についての講演会を行い、「インクルーシブ教育」について、町民の皆さんに周知してきました。

- ① できるだけ地域の学校で学ぶしくみづくり
- ② できるだけ通常の学級で学ぶしくみづくり
- ③ できるだけ高校で学ぶしくみづくり
- ④ 地域で共に生きるしくみづくり

「インクルーシブ」とは「インクルージョン」という「包括する」「包み込む」という意味から来ています。ですから、「インクルーシブ教育」には、全ての子どもたちを包み込むという意味合いが含まれています。

神奈川県では「インクルーシブ教育」を推進しています。「かながわのインクルーシブ教育の推進」は、**支援教育(※1)**の理念のもと、**共生社会(※2)**の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを基本的な考え方としています。

また、インクルーシブな学校づくりが進むことにより、子どもたちが相互に理解しながら社会性を養うことができ、また、子どもたちの「人格と個性を尊重し支え合う力」や「互いの良さや多様性を認め、協働する力」を育むことにつながるとも考えています。神奈川県は、次のような取り組みと

この中で、②の「できるだけ通常の学級で学ぶしくみづくり」は、「みんなの教室(※3)」モデル事業において、インクルーシブ教育推進校(以下モデル校)に「みんなの教室」を設置し、柔軟な校内支援体制の在り方を検討していく取り組みです。近隣では、足柄台中学校区の小中学校で取り組みを実践しています。

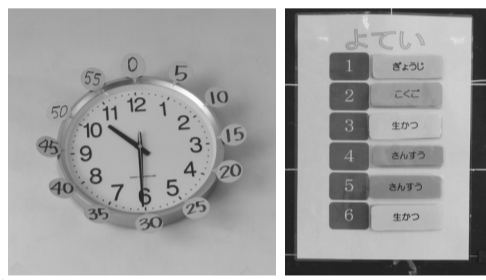
また、③の「できるだけ高校で学ぶしくみづくり」は、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、県立高校改革基本計画(平成27年1月)及び実施計画【全体】(平成28年1月)を策定し、インクルーシブ教育実践推進校(以下パイロット校)による受入体制を整備することとしました。

県西部地区では、県立足柄高等中学校がパイロット校となり、南足柄市、足柄上郡5町(松田町を含む)の各中学校に在籍する知的障がいのある生徒を、平成29年度から連携募集により受け入れます。

●松田町の小中学校における具体的な取り組み

具体的な取り組みとして、次の取り組みがあります。(一部を紹介いたします)

○ 教室内での環境整備として



表示の工夫



分かりやすい板書

- ・ 刺激を軽減するための黒板周りの掲示
- ・ 視覚で確認できる表示の工夫
- ・ 協働的な学習における座席配置
- ・ 視覚的支援ツール

○ 校内のバリアフリー化及び校内環境整備として

- ・ エレベーター・階段昇降機の設置
- ・ 多目的トイレの設置
- ・ 学習室、相談室の設置

今後、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学べるようにしていくためには、インクルーシブな学校づくりを推進していく必要が

○ 授業における取り組みとして



障がいスポーツ体験型出張授業



県教育局指導主事(左)による授業参加

- ・ 刺激を軽減するための黒板周りの掲示
- ・ 視覚で確認できる表示の工夫
- ・ 協働的な学習における座席配置
- ・ 視覚的支援ツール
- ・ 構造的な教室掲示物
- ・ 活動時間の見通しを持たせるためのタイムタイマーの活用
- ・ 学習支援員、介助員の配置
- ・ 個に応じた支援・指導による個別の学習指導
- ・ 特別支援学級在籍児童・生徒の通常の学級への交流授業

ありますが、松田町の小中学校でもインクルーシブ教育の視点に立つた取り組みを実践しています。

この他にも、松田町の小中学校が取り組んでいることはたくさんあります。

これからは「インクルーシブ」を意識しながら教育を進めていきたいと考えています。

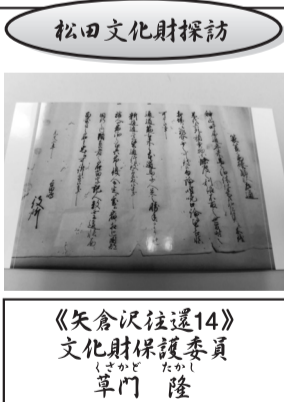
町民の皆さんも、ぜひ学校の様子をご覧いただき、インクルーシブ教育について一緒に考え、共生社会の実現を目指していきましょう。

※1 支援教育・・・「神奈川の支援教育」のこと。障がいのある

「青山街道本道争い」事件の検証(その一)

この事件の前兆として123年前の元文2(1737)年に、当地の代官・蓑笠之助より「...本道馬子人足の勝手に任せて新道近道堅く通行致まじく候」という御触状(写真)が、神山の旧家に保存されています。

この「新道近道」とは、神山から小田急鉄橋の川原付近を渡り、(代官・蓑笠之助の御触状)



河内、松田本村側への道筋を示しているようです。

また、『まつだ歴史年表』の中に、安永8(1779)年神山村、惣領枝郷町屋と松田惣領との間で、矢倉沢往還を通行する富士・大山導者の誘引について紛争となる。と

ありますが、松田町の小中学校でもインクルーシブ教育の視点に立つた取り組みを実践しています。

子どもや不登校など、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに、適切に対応していくことを「学校教育」の根幹に据えた教育

※2 共生社会・・・誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

※3 「みんなの教室」・・・障がいのある児童・生徒ができるだけ通常の学級で学びながら「必要な時に別の場で適切な支援を受けることができる」仕組み

発した結果として、この比較的狭い当町内に「矢倉沢往還3コース」が誕生したことは、特異なことと思えます。

そこで、それぞれの距離に注目してみました。測定基点として「沢尻の十文字渡し場」即ち、酒匂川左岸の鉄橋の約30メートル下流の土手の上として、神山の大和屋さんの前の十字路(県道)までのそれぞれの距離は、神山・町屋コースを100%とした場合、松田惣領・庶子の境道コースは約90%、河内・沢尻コースは約80%で、これは神山・町屋コースの20ポイントダウン(約300×400メートル)でした。

やはり、当時の人・旅人は「解りづらくとも近道を好む」と言っ、素朴な人間心理・短絡行動をあらためて認識致しました。

従って、公道とも言える神山から町屋への道筋より、この近道の存在が松田本村側の「売り」として、何とか本道として、お上に認めて貰いたかったのでしょう。

また、この事件の背景的には、江戸時代後期は度重なる飢きん、諸物価高騰による幕府財政困難、助郷制度劣化等々により、国も民も疲弊し生活に苦しんだ世情であったことは周知の通りです。